

2022年10月26日

改正大学設置基準その先で――

学部等連係課程制度の活用と検証

～ メリットは／基本組織と連係学部／教員と学生定員／取組みと実際 ～

【11月22日(火) オンライン開催】

ご参画・ご派遣のお願い

2018年11月の中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」を受けて、19年8月に大学設置基準が改正され、「学部等連係課程」が同「実施基本組織に関する特例」(第九章の二)として制度化されました。

「大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内資源を活用」して、新たな「学位プログラム」の設置を可能とするものです。

具体的には、次のような緩和・メリットがあります。

- ・教員組織は、「連係協力学部等」の専任教員が兼任することが可能。
- ・学生定員は、「連係協力学部等」の収容定員の範囲内(内数)とする。
- ・施設設備等は、「連係協力学部等」が基準を満たしていれば可とする。
- ・設置審査は、「学位分野の変更」が無い場合は、届出で可とする。
- ・届出書類は、「教員個人調書」「教員就任承諾書」「校地校舎等の図面」は不要。
- ・届出期間は、「開設2カ月前」に短縮。
- ・「管理運営組織(委員会等)」を設置して、「教学管理体制」を整備。

さて、今次の改正大学設置基準においては、「第九章 第四十一条」の規定となっております。「専任教員が基幹教員」に移行し、「施設設備等」が緩和する中で、改めて「教育の質保証」が、具体的にいかに担保されていくのかが課題となります。また、3ポリシーで構築された「新たな学位プログラム」の学生定員が、既存の収容定員の内数として、制度設計されていることは疑問有ります。

さて、今回の本セミナーにおいては、4大学の先進事例で構成しました。岐阜大学「社会システム経営学環」は、2021年4月に設置したトップランナーであり、京都光華女子大学「人間健康学群」は本年4月に設置しております。桐蔭横浜大学「現代教養学環」及び、明星大学「データサイエンス学環」は来年4月のスタートです。

まさに今日のかつホットな教育研究・人財養成に係る学位プログラムについて、4大学のコアパースン各位に報告・論展をいただきます。本制度の「活用と検証」についての充実した講義項目は、下記パンフレット版(PDFファイル版)をご高覧願います。

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/221122.pdf>